

## 市川二中同窓会細則 4 交通費補助に関する細則

### 第1条 (目的)

本細則は同窓会活動に関連して発生する交通費の補助について定める。

### 第2条 (交通費補助の対象)

1. 交通費補助の対象は以下の会合および諸活動への参加に伴い発生する交通費とする。
  - 1) 理事会、評議委員会およびこれに準ずる活動への参加
  - 2) 各種委員会、二役会およびこれに準ずる活動への参加
  - 3) 市川二中、市川二中PTAに関係する会合、諸活動およびこれに準ずる活動への参加
  - 4) 同窓会の活動に関連した調査、買物その他特殊案件に関連した活動への参加
  - 5) 総会時や会報発送時等の運搬作業等に伴い発生するガソリン代
2. ただし、次のものは対象外とする。
  - 1) 総会、須和田祭、オープンスクールへの参加
  - 2) その他理事会で支給外と指定された行事への参加

### 第3条 (交通機関)

1. 原則として公共の交通機関を使用する。
2. 乗用車を使用するときも原則として公共の交通機関を使用するルートで計算する。
3. タクシー、乗用車、トラック等公共の交通機関以外を使用せざるをえないときは使用できる。  
この場合、タクシーは実費を乗用車、トラック等については相当するガソリン代を補助する。

### 第4条 (交通費補助の比率)

1. 第2条1項の1)、2)、3)については50%を補助する。
2. 第2条1項の4)、5)については100%を補助する。
3. 第3条3項については100%補助する。
4. 支払作業の煩雑さを避けるため、補助金額が1000円に満たない場合はカットする。1000円未満のカットは支払毎に行う。補助金額の計算は1000円以上は500円単位で計算し、1000円以上1500円未満は1000円に、1500円以上2000円未満は1500円とする。2000円以上も同様の計算とする。

### 第5条 (会議等各種行事への参加者および交通費の把握)

1. 理事会、評議委員会、二役会、会報発送作業ならびにこれらに準ずる行事については総務企画委員長が参加者ならびにその交通費を把握し、会計委員長に報告する。
2. 各種委員会、各種委員会関連行事ならびにこれらに準ずる行事については各種委員長が参加者ならびにその交通費を把握し、会計委員長に報告する。
3. 上記以外の交通費については参加者本人が会計委員長に報告する。
4. 会計委員長への報告は実績発生後できる限り速やかに行う。
5. 報告様式は別途定める。

### 第6条 (交通費補助金額の把握)

会計委員長は報告に基づき支給すべき交通費補助金額を把握し、管理する。

### 第7条 (本細則の改廃)

本細則の改廃は評議委員会の決議による。

### 第8条 (本細則の履歴)

2008(H20)年3月16日制定

2016(H28)年3月12日改定 (支給金額の基準変更)

2022(R4)年3月19日改定 (支給金額の基準変更、西暦の併記) 2022年度より実施